

盛土規制法に関する 許可申請等の手引き

令和 7 年 10 月

福岡県建築都市部開発・盛土指導課

はじめに

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(以下「盛土規制法」という)として、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

福岡県(北九州市、福岡市、久留米市を除く地域)においては、令和7年10月1日から規制区域を指定し、規制を開始します。

本手引きは、福岡県内(北九州市、福岡市、久留米市を除く地域)における、盛土規制法に基づく許可申請等の手続き方法や規定などについて示したものです。

今後も適切な情報発信を行うために、手続き上でさらに明確に情報を示す必要が生じた場合などは、本手引きの改定を適宜行いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

参考文献

盛土等防災研究会編(2023)『盛土等防災マニュアルの解説』株式会社ぎょうせい

用語の定義

用 語 (略 称)	定 義
法 盛土規制法	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)
政令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)
省令	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号)
細則	福岡県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和42年福岡県規則第49号)
施行通知	「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)」 (令和5年5月26日付け国官参宅第12号・5農振第659号・5林整治第244 号)
宅地	農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他公共施設用地として用いられている土地以外の土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるもの
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第3条で定めるもの
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるもの
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の総称
宅造区域	宅地造成等工事規制区域の略称 市街地や集落など、人家等がまとまって存在し、盛土等がなされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
特盛区域	特定盛土等規制区域の略称 市街地や集落からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がなされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア
規制区域	宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の総称
盛土又は切土	宅地造成、特定盛土等の土地の形質変更のことで、土石の堆積と区別するために用いる
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地(硬岩盤を除く)
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
工事主	工事の請負契約の注文者又は自ら工事をする者
工事施行者	工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者